

退職職員の再就職に関する取扱いについて（案）

1 名 称

福島県退職職員の再就職に関する取扱要領（仮称）

2 適用の範囲

知事部局を定年又は勸奨により退職する全ての職員

3 営業活動の自粛期間の延長

再就職した職員の県に対する営業活動（情報の収集、入札への参加、契約の交渉、自社技術・製品等の紹介その他再就職先に利益をもたらすことを目的として、県職員に働きかけを行う行為）の自粛期間は、退職後 3 年間とする。

4 誓約書の提出

営業活動の自粛を徹底するため、県は、退職する職員が退職日までに再就職が決定（予定を含む）した場合には、県への営業活動を自粛する旨の誓約書の提出を求めるとともに、再就職先の企業等に対しては、当該職員を県に対する営業活動に従事させないよう要請する。

5 再就職状況の公表

毎年 6 月末現在の前年度退職職員の再就職状況については、本人の同意を得た上で、同年 7 月末までに公表する。なお、7 月以降に再就職した職員については、次年度分に含めて公表する。

（1）公表対象職員

参事ポスト職以上で退職した全ての職員

（2）公表内容

職員の氏名、退職時の職名、退職年月日、再就職先名、再就職先における役職名、再就職日

6 施行期日

平成 19 年 2 月 日から施行予定。